

**日・EU 首脳への提言**  
**日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル**  
**2001年7月9－10日 於:ブラッセル**

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルのメンバーは、7月9－10日にブラッセルで開かれた年次会議で、将来の日・EU 関係の重要性を考慮し、両政府首脳に対し次の共同提言を提出する。

**日・EU の新たな成長へのパートナーシップ**  
**(Partnership for New Growth)**

－日・EU 貿易投資促進の為のオープンな環境作り－

近年の世界経済と日・EU経済の発展は、貿易投資の自由化と直接投資の増大といった背景に加えて、近年のICT(情報通信技術)はじめイノベーションが新たな成長を牽引する知識経済への経済構造転換によってもたらされる。また、世界経済発展の原動力となっているのは、日本、EU 米国三極のビジネス間の協力関係である。

このような動きの中で、日・EU 経済関係は未だ持てる潜在力を必ずしも十分に発揮できていない。本 RT は、構造改革が市場の効率化を促進し、長期の持続的成長をもたらす重要な役割を持つことを指摘した。このような改革は、公的アジェンダにしっかりとのせていくべき問題である。近年の日・EU における経済構造改革や規制緩和、企業の経営改革、事業の再編など第一段階の動きを反映して、日・EU 間の直接投資は大きく増加しつつある。但し、日 EU ほどの規模と潜在的補完力を有するパートナーに期待されるレベルにはまだ遠く及んでいない。このように増加しつつある直接投資が日EU双方の更なる構造改革と企業改革を促していく。勿論、我々企業としては、企業再構築の活発化と実施に責任を負っており、この中には、企業統治、ベストプラクティスの活用、及び効果的な経営資源配分と技術的変化への弾力的適応を進める経営改善等が含まれる。

RT は、日・EU 双方の経済構造改革に適した環境づくりが、貿易投資交流を推進し、双方の経済をプラスサムの持続可能な成長サイクルにの

せる好機をもたらすと考える。この意味で、日・EU 当局による前向きな競争政策の継続と経済の全分野におけるルールの厳守が重要である。これは世界経済に好影響をもたらす持続的成長を促がすものである。

## **RT 会議と提言の視点**

RT は、2000 年7月、日・EU の貿易投資を促進する為の優先課題を整理し、その解決の方向性について政策提言を日・EU サミットに提出した。その後も提言内容のフォローアップに努め、2001 年3月に開催された中間会合においては当局から提出された2000年の提言に関する「プロGRESS・レポート」についてその進捗状況の評価を行ったところである。RT メンバーは、当局が提言を重要視されたことを感謝し、その内容の速やかな実施を要請した。

RT としては、2001 年の提言にあたって、まず相互承認協定(MRA)をはじめ提言内容の充実と具体化の面で大きく前進できたことを特記するとともに、日・EU が進めている構造改革へ向けての努力を引続き支援することを表明した。

本年の提言では「日・EU の新たな成長へのパートナーシップ」に向けて、昨年提言の進捗状況を踏まえつつ、貿易投資促進の為のオープンな環境づくりを要請している。また、RT は、今秋のWTO 新ラウンドの開始を強く要請するポリシー・ステートメントを発出した。

## **RT 提言内容(要旨)**

RT は、このようなオープンかつ競争的な市場環境を早期に確立する為、日・EU 政府が必要な対策を早急に講じるよう要請するものである。特に近年の投資は、企業がグローバル事業の再編を目的にクロスボーダーM&A の形態をとるものが多く、投資の受入国に対し競争促進や新しい経営ノウハウ・技術の伝播などの効果を及ぼし、ビジネス環境の改

善をもたらすことが期待される。

また、近年のイノベーションが牽引する知識経済社会の進展の中で、日・EU は、新たな経済成長の為に、新しい事業と市場の創出という共通課題を抱えている。この為には ICT やバイオテクノロジー、環境といった重要戦略分野を中核にイノベーションを促進する環境づくりが重要となる。地球環境問題の解決のためには、世界の全ての国が協力して取り組むことが必要である。京都議定書に関しては、米国政府の参加が不可欠である。RTは、この参加を達成するために、日本とEU当局が協力して取り進めることを要請する。日・EU が、将来へ向けて取り組むこのような政策については、日・EU 間の情報交換と対話が特に重要で、その中から日・EU 協力の柱を育てていく姿勢が求められる。

以上により、RT は日・EU 当局に対して、新時代の企業活動に適した日・EU 及びグローバル市場におけるルール・制度の構築と、知識経済発展の為の環境づくりを要請する。

具体的には、次の3レベルのアプローチを提案する。

## **1. 日・EU ビジネス環境の改善 – 投資交流と貿易の促進の為に–**

### 1-1 日本と EU 間の環境改善

#### 1-1-1 経営資源の日・EU 間移動の障壁除去

- ・ 相互承認協定(MRA)の早期履行と対象拡大(医療機器等)のための行動計画とアジェンダ
- ・ 関税、割当性、及び投資制限などの貿易・投資への残存障壁の削減
- ・ 人的資源の効率的配分促進
- ・ 年金の二重支払い解消

#### 1-1-2 日・EU 法規制のハーモナイゼーション

- ・ 透明性と効率性の向上
- ・ 規制緩和推進、及び内外企業無差別の原則確立

### 1-2 EU におけるビジネス環境改善

#### 1-2-1 欧州会社法及びその他企業法制

- ・ 欧州会社法の早期発効及び合併による SE 設立への有限会社の参加
- ・ 合併規則に基づく第三者への情報提供要請手続の見直し

#### 1-2-2 税制

- ・ EU 域内の支店・子会社の損失と親会社の利益の相殺を認める指令案の早期成立

### 1-3 日本におけるビジネス環境改善

#### 1-3-1 企業法制及び規制環境の改善

- ・ 日本の商法改正により、企業統治の規定強化
- ・ 製品認可プロセスの効率化
- ・ 市場での競争促進(電気通信分野など)

#### 1-3-2 税制

- ・ 日本での連結納税制度の早期導入へ向けた行動計画
- ・ グローバルベースでの M&A や企業組織再編で課税の中立性確保

## 2. 国際ルールの構築 –グローバルなビジネスの推進の為に–

### 2-1 国際会計基準(IAS)

- ・ 国際会計基準審議会の活動から生じる一組の国際会計基準が国際的に適用されることで、その優位性が明らかになる。
- ・ 最近設立された国際会計審議会の活動は、EU、日本及び国際的に広い支持を受けている。
- ・ EUでの上場企業の財務諸表は、2005年までにIASに準拠されなければならない。従い、IASが出来るだけ早期に適用されるよう日・EUが協力して働きかけることが特に重要である。

### 2-2 移転価格税制

国際取引の原則を踏まえた国際共通ルールの導入、特に世界各国で有効な事前価格合意制度(APA)の導入

## 2-3 電子商取引課税

OECD での議論を進め、国際的に公平な課税を推進

### 3. 知識経済発展の為の環境づくり – 新たな経済成長の為に –

#### 3-1 ICT 産業/電子商取引の発展: 成長のための不可欠の要素

3-1-1 ブロードバンド・インターネット(固定及びモバイル)は、技術分野での成長を再開させるための主要エンジンの一つになる。日本とEUは、既にモバイル・インターネット用に共通標準である IMT-2000 を採用することにより、著しい成功をおさめている。IMT-2000 は3Gの世界的な成功例になりつつある。

この成功を、xDSL、光、次世代ネットワーク(NGN)のようなブロードバンドとインターネットでの他分野に広げることを提案する。これらは将来、音声、データ、ビデオネットワークの基本的アーキテクチャーとなる。

#### 3-1-2 eEurope/eJapan イニシアティブの加速

- ・ 公正な競争を促進する新たな法規制枠組みの迅速な実施
- ・ ネットワーク/情報のセキュリティへの協力促進;
  - (1) インターオペラブルな鍵・認証基盤と認証ポリシーを基本とする電子署名に関する相互認証の促進、及び
  - (2) 情報セキュリティの標準化、及び知的財産権保護に必要な技術的措置(DRM: Digital Right Management)システムに関する緊密な協力

#### 3-1-3 デジタル・デバイド解消の為、政府による途上国への ICT ベースの発展モデルの提供

#### 3-1-4 国際標準化への協力

- ・ 新たなインターネット・プロトコールとブロードバンド・アクセス技術
- ・ WTO の TBT 委員会への働きかけ(オブザーバー機関に対し、TBT 協定の3年毎の見直し時に採択された原則をどう具体化していくのか働きかけ)

- ・ 国際標準化へ向けての ASEM の調査結果を活用

### 3-2 イノベーション・システム構築へ向けての政策対話の強化

3-2-1 イノベーションの基盤整備(日・EU の産学協力、研究機関の交流)

3-2-2 バイオ、ICT、環境の技術革新と事業化促進(例:スマートカード)

3-2-3 雇用制度改革(雇用制度、能力開発、労働移動)

(以上)